

新制度に移行していない私立幼稚園をご利用の
保護者のみなさまへ

川西市入園所相談課

幼児教育・保育の無償化に係る手続きについて

令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化により、子ども・子育て支援新制度未移行の私立幼稚園に通われているお子様（満3歳～5歳児）の利用料が無償になります。（行事費や給食費などは原則負担）

つきましては、無償化を受けるには給付認定（新1号、新2号、新3号）を受けていただく必要があります。該当する認定区分に応じ（別紙フロー図参照）必要な提出書類を封筒に入れ密封するなどし、園にご提出ください。入園所相談課へは認定希望月の前月15日必着（休日の場合は前開庁日）となりますので、園へはお早めにご提出ください。期限を過ぎますと、原則翌々月からの認定となります。

1 認定区分ごとの無償化の範囲と必要な提出書類

① 新1号認定の方

【無償化の範囲】入園料と保育料（月額2万5,700円まで）

【提出書類】新1号認定子ども用「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」
※添付書類は不要です。

② 新2号認定の方

【無償化の範囲】入園料と保育料（月額上限2万5,700円）

預かり保育（月額上限1万1,300円 ※日額上限450円×利用日数で算出）

【提出書類】新2号・新3号認定子ども用「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」
と必要な添付書類（3を参照） ※父母ともに添付書類が必要

③ 新3号認定の方

【無償化の範囲】保育料（月額上限2万5,700円）

預かり保育（月額上限1万6,300円 ※日額上限は450円×利用日数で算出）

【提出書類】新2号・新3号認定子ども用「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」
と必要な添付書類（3を参照） ※父母ともに添付書類が必要

新2号及び新3号の方は、幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない（平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満）施設の場合、預かり保育のほか、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用も無償化の対象となります。

その場合、月額1万1,300円（新2号）又は月額1万6,300円（新3号）から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限になります。

2 給付認定の区分

認定区分	対象者	主な利用先
新1号認定	3歳以上のお子さんで、ご家庭に必要な保育ができる方 (例) 3歳以上で、両親のどちらかが専業主婦(夫)の場合など、お子さんがご家庭での保育を受けることができる場合	幼稚園
新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過したお子さんで、保護者の就労や病気などの理由で、 家庭において必要な保育を受けることが難しい方 (例) 両親が共働き(もしくはひとり親で働いている)や病気などの世帯で、ご家庭でお子さんを保育することが難しい場合	幼稚園 預かり保育事業 認可外保育施設
新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にあるお子さんで、保護者の就労や病気などの理由で、 家庭において必要な保育を受けることが難しい方のうち、住民税非課税世帯の方 (例) 両親が共働き(もしくはひとり親で働いている)や病気などの世帯で、ご家庭でお子さんを保育することが難しい場合	一時預かり事業 病児保育事業 ファミサポ事業

3 保育を必要とする事由と必要な書類(新2号・新3号の方)

事由	事由の説明	必要書類の例
① 就労 月64時間以上就労している	常勤・パートタイム等	就労証明書(勤務先が記入)
	内職	就労証明書(内職の委託元が記入)と業務の計画表、予定表など
	自営業、農業	就労証明書(保護者自身が記入)と確定申告書のコピー(開業初年度などで提出できない場合は、開業届・営業許可書のコピー)
② 妊娠、出産	保育を必要とする理由が、妊娠・出産(産前8週・産後8週)	母子健康手帳(表紙と出産予定日が記載されたページのコピー)
③ 保護者の疾病・障がい	保育を必要とする理由が、保護者の病気・障がい	次の㉞①のいずれか ㉞ 診断書(病名、治療期間、保育ができない状態かどうか等を明記) ① 障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)のコピー
④ 親族の看護・介護	保育を必要とする理由が、親族の看護、介護	申立書と看護、介護が必要な人の㉞⑤のいずれか ㉞ 診断書(病名、治療期間、介護の必要性等を明記。市所定の用紙に記入) ① 障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)のコピー ㉞ 介護保険被保険者証のコピー ⑤ 療養施設の在園証明書(川西さくら園など)

⑤ 災害復旧	災害の復旧のため児童の保育ができない	申立書とり災したことがわかる書類（り災証明書）
⑥ 求職活動（起業準備含む）	就業に向けて求職活動を行なっている（最大90日間）	求職活動状況申立書
⑦ 就学、職業訓練	就学（職業訓練校など、将来就労につながる就学を含む）している	申立書と在学証明書、受講証明書など、受講時間と在学期間が確認できる資料
⑧ 虐待やDVの恐れがある		申立書
⑨ 育児休業を取得して育児中	育児休業取得前に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合（育児休業に係る子どもが1歳なる年度末まで）	育児期間が明記された就労証明書 ※入所時点で育児休業を取得されている場合は、認定を受けられません。
⑩ その他	上記と同様な状態であると市が認める場合	市が必要と認める書類

※ 必要に応じて追加書類の提出をお願いする場合があります。

※ 必要な添付書類の様式は、市ホームページにも掲載しています。ダウンロードしてご使用ください
（市公式ホームページから トップページ>暮らし・手続き>子育て>保育所・認定こども園（2・3号認定）小規模保育事業所>保育施設（2号・3号および新2号・新3号認定）などの申し込み添付書類）【ページ番号：1000648】

お問い合わせ

川西市教育推進部入園所相談課

TEL 072-740-1175